災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書

久喜市(以下「甲」という。)と株式会社トミタモータース(以下「乙」という。)は、久喜市内において地震等の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、無人航空機(以下「ドローン」という。)を活用した情報収集を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時におけるドローンが有する機能を活かした情報収集を安全かつ迅速に行うことを目的とする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が久喜市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行うことにより発動する。

(協力要請)

- 第3条 災害時において、甲がドローンによる情報収集を必要とするときは、甲は、乙に対し、現場の状況確認などについて、協力を要請することができる。
- 2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的 余裕がないときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受け、対応が可能である場合は、通常業務 に優先して情報収集を積極的に行うものとする。なお、協力実施に伴い乙が新たに被災 する危険がある場合、あるいは、やむを得ない事情がある場合には、乙は甲の要請を拒 否できるものとする。

(費用負担)

第5条 前条の実施に伴う経費は、合理性が認められる範囲で原則として甲が負担し、その額については、別途、甲乙協議の上、決定するものとする。

(データ等の所有)

第6条 この協定により発生したデータ等については、甲の所有物とし、データ等を利用 することに対する責任は甲が負う。

(損害の負担)

第8条 乙は、第4条に基づく情報収集において、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(飛行管理)

第9条 乙は、ドローンの飛行に必要な手続き及び飛行管理について、一切の責任を負う ものとする。

(報告)

- 第10条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を甲に報告し、乙は事後 速やかに甲に文書を提出する。
 - (1)撮影した写真及び映像
 - (2) その他必要事項

(守秘義務)

第11条 乙は、この業務を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。 (平常時からの備え)

第12条 甲及び乙は、平常時から災害時に万全を期するため、本協定に関わる連絡体制を毎年度更新し、変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(効力)

第14条 本協定の有効期間は、平成31年1月24日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも更新に関する申し出がないときは、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年1月24日

埼玉県久喜市下早見85-3

甲久喜市

久 喜 市 長

埼玉県久喜市久喜北1-10-17

乙 株式会社トミタモータース

代表取締役